

電力・ガス取引監視等委員会の建議など（一覧）

1. 本省分

< 勧告・建議 >

	平成 30 年 9 月 ～令和元年 8 月	
	件 数	内 訳
大臣勧告 【第 66 条の 13 第 1 項】	0	-
事業者勧告 【第 66 条の 12 第 1 項】	2	・東京電力エナジーパートナー株式会社に対する契約締結後交付書面の不交付等に関する業務改善勧告 ・関西電力株式会社に対する契約締結後交付書面の不交付等に関する業務改善勧告
建議 【第 66 条の 14 第 1 項】	4	・ガス導管事業者の収支状況の事後評価を踏まえた経済産業省令等の改正に関する建議 ・「適正なガス取引についての指針」の改定に関する建議 ・「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議 ・「電力の小売営業に関する指針」の改定に関する建議

< 経済産業大臣からの意見聴取への回答 >

(1) 電気

	平成 30 年 9 月 ～令和元年 8 月
小売電気事業登録 【第 2 条の 2】	112
小売供給登録 【第 27 条の 15】	5
特定供給の認可 【第 27 条の 31 第 1 項】	1
旧認可供給条件の承認 【2 弾法附則第 19 条】	0
卸電力取引所の指定 【第 97 条】	0

卸電力取引所業務規程変更認可 【第 99 条第 1 項】	3
卸電力取引所事業計画・収支予算認可 【第 99 条の 6】	1

特定小売供給約款の変更 【第 2 弾改正法附則第 1 6 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 1 9 条第 4 項】	0
特定小売供給等約款以外の供給条件の認可 【第 2 弾改正法附則第 1 6 条第 3 項によりなお その効力を有する旧法第 6 6 条の 1 0 第 1 項第 3 号】	3
送電事業の認可 【第 27 条の 4】	1
離島供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 21 条第 2 項ただし書】	2
電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針の変更認可 【第 28 条の 46 第 1 項】	2
電力広域的運営推進機関の業務規程の変更の認可 【第 28 条の 41 第 3 項】	2
電力広域的運営推進機関の平成 30 年度予算及び 事業計画に係る審査について 【第 28 条の 48】	1
電力広域的運営推進機関の財務諸表等の承認 【第 28 条の 49】	3
供給区域外に設置する電線路による供給の許可について 【第 24 条第 1 項】	1
特例承認（小売） 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 21 条第 1 項ただし書】	3
最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認 【第 20 条第 2 項ただし書】	1
託送供給等約款以外の供給条件の認可について 【第 2 弾改正法附則第 16 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 18 条第 2 項ただし書】	16

原価算定期間に相当する年数が経過した後に 経済産業省毎年行う定期的な評価について 【第 2 弾改正法附則第 1 6 条第 3 項により なおその効力を有する旧法第 2 3 条第 1 項】	1
一般送配電事業者の兼業認可 【改正電気事業法第 22 条の 2 第 1 項ただし書】	1
一般送配電事業者の収支状況の事後評価 【第 19 条第 1 項ただし書】	1

(2) ガス

	平成 30 年 9 月 ～令和元年 8 月
ガス小売事業登録 【第 3 条】	6
ガス小売事業変更登録 【第 7 条第 1 項】	41
指定旧供給区域等の指定 【3 弾法附則第 22 条第 4 項によりなおその効力を有する旧 法第 20 条但し書】	0
ガス供給区域調整等の勧告に対する意見聴取 【第 58 条】	0
一般ガス導管事業の供給区域の変更許可 【第 40 条第 1 項】	32
旧一般みなしガス小売事業者の 指定旧供給区域の変更許可 【第 2 弾改正法附則第 23 条第 1 項】	27
託送供給約款制定不要の承認 【第 22 条第一項】	1
託送供給約款の認可 (託送供給約款の変更認可を含む (括弧内にて表示)) 【第 58 条】	1
一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価 【第 49 条第 3 項及び第 50 条第 1 項】	4

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況 の事後評価 【第 49 条第 3 項、第 50 条第 1 項、第 76 条第 4 項及び第 77 条第 3 項】	7
---	---

(3) 熱

	平成 30 年 9 月 ～令和元年 8 月
熱供給事業登録 【第 3 条】	0
熱事業変更登録 【第 7 条第 1 項】	2
旧認可供給条件の承認 【第 2 弾附則第 53 条】	0

2. 地方経済産業局分 (※ 2)

(1) 電気

	平成 31 年 1 月 ～令和元年 6 月	平成 30 年 7 月 ～平成 30 年 12 月
特定供給の許可 【第 27 条の 31 第 1 項】	13	13

(2) ガス

	平成 31 年 1 月 ～令和元年 6 月	平成 30 年 7 月 ～平成 30 年 12 月
ガス小売事業者の登録 【第 3 条】	4	4
ガス小売事業の変更登録 【第 7 条第 1 項】	17	17
指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可 【附則第 30 条第 1 項】	11	15
指定旧供給区域等の変更の許可 【3 弾法附則第 23 条第 1 項】	2	2

指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可 【3 弾法附則第 24 条第 1 項】	1	0
指定旧供給地点の指定解除 【附則第 28 条第 2 項】	9	11
指定旧供給地点の変更の許可 【附則第 29 条第 1 項】	55	44
託送供給約款の制定不要承認 【法第 48 条第 1 項ただし書】	13	0
託送供給約款の設定の認可 【法第 48 条第 1 項】	1	0
託送供給約款の変更認可 【法第 48 条第 2 項】	6	0
託送供給約款の特例認可 【法第 48 条第 3 項ただし書】	0	2
特定ガス託送供給約款の制定不要承認 【法第 76 条第 1 項ただし書】	3	0

旧簡易ガスみなし小売事業の譲渡し及び 譲受けの認可 【3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 1 項】	0	1
旧簡易ガスみなし小売事業たる法人の合併の 認可 【3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が 準用する第 10 条第 2 項】	1	3
特別供給条件の認可 【3 弾法附則第 28 条第 4 項によりなおその効力を 有する旧ガス事業法第 37 条の 6 の 3 ただし書】	0	1
指定旧供給地点小売供給の廃止の許可 【旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が準用する 第 13 条第 1 項】	1	3
一般ガス導管事業の許可 【法第 35 条第 1 項】	1	0

一般ガス導管事業の供給区域等の変更認可 【法第 40 条第 1 項】	54	51
一般ガス導管事業の譲渡し及び譲受けの認可 【法第 42 条第 1 項】	0	1
一般ガス導管事業者の合併及び分割の認可 【法第 42 条第 2 項】	0	1
原価算定期間又は原資参入期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価	9	2

(※ 1) 任意の意見聴取に対して回答している。

(※ 2) 経済産業局分については、各経済産業局に委任された事務の実績に係る定期報告をもとに作成しているため、掲載期間は、平成 30 年 7 月～令和元年 6 月までの実績となっている。

【注記】

本省分・経済産業局分ともに複数件の申請に対し 1 件の回答を行っているものについては、複数件として数えている。